

川崎地域調達情報

令和7年3月25日公表 調達番号：川25006号

件名：インクボトル等の購入【概算総価】（多摩警察署）

見積書提出期限：令和7年4月3日（正午） 見積書提出場所：調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙のとおり						契約締結日 ～ 令和7年9月30日	多摩警察署 1階 会計課 (川崎市多摩区柝形3-1-1)

特記事項

- 1 見積金額は、1品目単位当たりの税抜きの単価に予定数量を乗じた額の合計金額（概算総価）とし、小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 2 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については、増減の可能性がある。
- 3 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること（1円未満の端数が生じたときは、小数点以下第5位を切り捨て）。
- 4 発注する都度、（月に1、2回程度）、仕様書で指定する期日までに納入すること。
- 5 代金の請求は1ヶ月分を取りまとめ、翌月発注者あてに請求書を提出することにより行う（請求額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て）。
- 6 その他契約条件は、別添仕様書のとおり。

同等品の確認の連絡先

所属	多摩警察署
担当者	竹下
電話 FAX	044-922-0110 内線231 044-922-0110

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位
1	インクボトル	エプソン	KEN-MB-L	否	18	個
2	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L	否	42	個
3	インクボトル	エプソン	TAK-C-L	否	42	個
4	インクボトル	エプソン	TAK-M-L	否	36	個
5	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L	否	30	個
6	メンテナンスボックス	エプソン	EPMB1	否	24	個
7	USBメモリー	不問	8GB	-	18	本
8	USBメモリー	不問	16GB	-	24	本
9	USBメモリー	不問	32GB	-	12	本
10	USBメモリー	不問	64GB	-	12	本
11	USBメモリー	不問	128GB	-	6	本
12	SDHCカード	不問	16GB	-	6	枚
13	録画用BD-R	verbatim	VBR130RP20SV1 20枚入	可	2	パック
14	データ用DVD-R	スマートバリュー	A902J 51枚入	可	1	パック
15	写真用紙	エプソン	KL400PSKR	否	108	箱
16	FAXインクリボン	朝日電器	FIR-P19-5P	可	6	箱

仕 様 書

1 件名

インクボトル等の購入【概算総価】

2 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

3 品目、規格及び予定購入数量

別紙のとおり

予定数量は、過去の実績等から算出したもので実際の購入数量とは異なる場合がある。

4 納入場所

川崎市多摩区柘形3-1-1 多摩警察署1階会計課

5 発注及び納品方法

- (1) 書面又はファクシミリで発注（月1、2回程度）し、発注日の翌日から起算して14日以内に納品すること。ただし、納入期限最終日が「神奈川県の日曜日に定める条例」に規定される休日にあたる場合は、その翌日とする。

なお、納品は、平日の午前8時30分から午後5時までにを行うこと。

- (2) 納入品に不適格品があったときは、直ちに代替品を再納品すること。
- (3) 契約品目が製造中止などの理由で納品できない場合は、事前に書面をもって同等品の申請をし、承認を得たうえで、納品すること。
- (4) 自動車を使用して配送する場合、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。）の使用に努め、エコドライブ（同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。

6 納品書記載事項

納入の際には、その都度、納品書を提出するものとし、納品書には、納入者の表示（住所、氏名（法人の場合は法人名））、納品先の表示（多摩警察署長）、納入年月日、納入場所、納入される物品等の品名（規格・商品コード等）、数量、単価、合計金額を記載すること。

7 代金の請求

支払いは1か月分を取りまとめ、翌月に発注者あて請求書を提出することにより行う。請求金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

8 特記事項

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等
契約条件の詳細は、神奈川県ホームページ（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>）を参照すること。
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天変地異等やむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、納入が遅延する物品の数量に契約単価を乗じて計算した額に、履行期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき契約締結日の神奈川県財務規則(昭和29年2月1日規則第5号)第33条第1項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した違約金を徴することとなる。
- (4) 県へ物品の販売をする場合、原則、契約情報として「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表することとする。